

沖縄県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(平成17年度末)	A		B	B/A	平成16年度の人件費率
17年度	人 1,381,820	千円 576,479,887	千円 1,329,952	千円 202,594,684	% 35.1	% 35.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与額 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
17年度	人 21,170	千円 97,442,219	千円 17,192,731	千円 37,843,373	千円 152,478,323	千円 7,203	千円 7,661

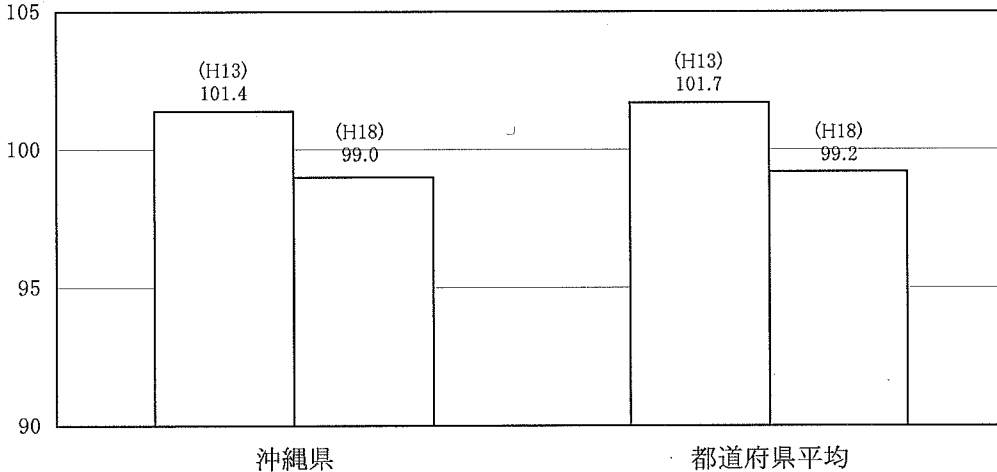
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

一般職員の管理職手当については、特例措置として15%減額している。(H18. 4. 1~H22. 3. 31)
(H8. 8. 1~H18. 3. 31までの間は、10%の減額だった。)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

(例)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
18年度	円 375,552	円 375,406	円 146	円 0	% 0	% 0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較して平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 定月数)		
18年度	月 4.18	月 4.45	月 △ 0.27	月 0.00	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当、及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成18年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	42.8 歳	340,900 円	389,731 円	373,136 円
国	40.4 歳	328,477 円	- 円	381,212 円
都道府県平均	43.3 歳	357,341 円	440,094 円	399,383 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	46.5 歳	322,800 円	367,434 円	353,291 円
うち運転士	44.6 歳	315,800 円	367,273 円	352,591 円
うち用務員	50.2 歳	340,700 円	372,159 円	365,690 円
うち農業技術補佐員	40.6 歳	290,800 円	361,799 円	334,986 円
国	48.4 歳	286,500 円	-	318,595 円
都道府県平均	47.5 歳	340,420 円	394,037 円	372,201 円
民間事業者平均	46.8 歳	-	202,924 円	-

(注) 民間事業者平均については、人事委員会で行う「職種別民間給与実態調査」で得られたデータを記載しており、サンプル数は1職種、4名となっている。

③ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	42.0 歳	374,100 円	427,128 円
都道府県平均	44.1 歳	404,811 円	472,908 円

④ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	42.7 歳	378,100 円	433,059 円
都道府県平均	43.7 歳	394,247 円	456,303 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	39.9 歳	338,900 円	443,822 円
都道府県平均	41.0 歳	352,192 円	500,157 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	沖縄県		国
	初任給		初任給
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	-
	中学卒	127,700 円	-
高等学校 教育職	大学卒	190,500 円	-
	高校卒	147,000 円	-
小・中学校 教育職	大学卒	190,500 円	-
	高校卒	147,000 円	-
警察職	大学卒	185,300 円	185,300 円
	高校卒	156,200 円	156,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

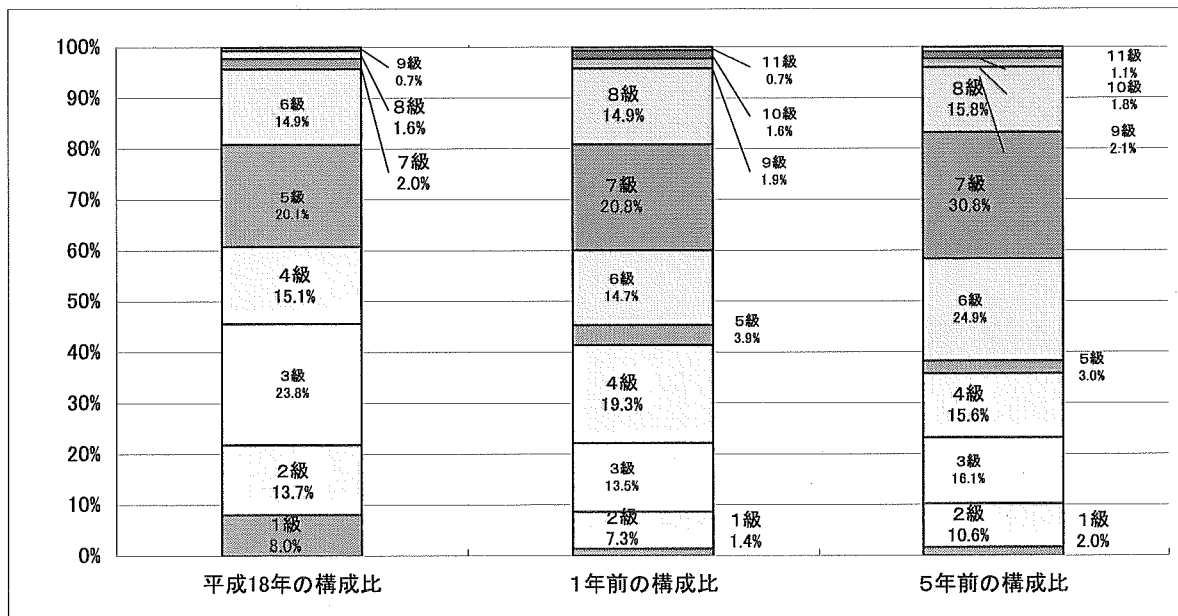
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	269,280 円	336,198 円	382,306 円
	高校卒	218,039 円	270,886 円	337,644 円
技能労務職	高校卒	- 円	258,062 円	293,780 円
	中学卒	220,960 円	258,571 円	293,988 円
高等学校 教育職	大学卒	314,319 円	376,804 円	408,430 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
小・中学校 教育職	大学卒	306,655 円	373,105 円	404,126 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
警察職	大学卒	293,938 円	332,340 円	385,275 円
	高校卒	252,738 円	295,558 円	344,000 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主任、主事	383人	8.0%
2級	副主査、主任	654人	13.7%
3級	主査、副主査	1,135人	23.8%
4級	班長・主査	721人	15.1%
5級	班長	955人	20.1%
6級	課長	709人	14.9%
7級	課長	96人	2.0%
8級	統括監	74人	1.6%
9級	部長	33人	0.7%

- (注) 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に11級制から9級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		合計	一般行政	技能労務	高等学校 教育職	小・中学校 教育職	警察職
17年度	職 員 数 A	人 19,881	人 4,763	人 465	人 4,581	人 7,551	人 2,521
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数 B	人 3,192	人 987	人 102	人 481	人 1,007	人 615
	比 率 B/A	% 16.1%	% 20.7%	% 21.9%	% 10.5%	% 13.3%	% 24.4%
16年度	職 員 数 A	人 20,324	人 5,008	人 598	人 4,628	人 7,606	人 2,484
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数 B	人 4,024	人 1,245	人 106	人 602	人 1,430	人 641
	比 率 B/A	% 19.8	% 24.9	% 17.7	% 13.0	% 18.8	% 25.8

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

沖縄県		国	
1人当たり平均支給額(平成17年度)		-	
1,701 千円			
(平成17年度支給割合)		(平成17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 10%		・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

沖縄県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	6,122 千円	27,367 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		66,143 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		453,034 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	13 %	37 人	13 %
大阪市	11 %	5 人	11 %
名古屋市	11 %	1 人	11 %
福岡市	7 %	1 人	7 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪市	15 %	15 %
名古屋市	12 %	12 %
福岡市	10 %	10 %

(注) 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (平成17年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		836,665 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		68,895 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		50.0 %	
手当の種類(手当数)		41	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
別紙「特殊勤務手当の種類について」参照			

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	2,139,815 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	101 千円
支給実績(平成16年度決算)	3,626,789 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	153 千円

※ 支給実績(平成16年度決算)と比較して支給実績(平成17年度決算)が低くなっているのは、病院事業局が平成18年度に公営企業へ移管したことに伴い、病院事業局分の実績を除いたのが主な要因である。

(6) その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 ・配偶者13,000円 ・その他2人まで6,000円、3人目から5,000円 ・16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		2,568,931 千円	233,752 円
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借り受け(上限額) 27,000円 ・所有 3,000円	異なる	所有に係る分について、 ・国→5年間に限り2,500円支給 ・県→その所有期間3,000円支給	2,212,017 千円	159,689 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、バス等を利用している職員に支給 ・バス等の交通機関 6箇月定期券等の価額 ・自家用車 距離に応じて2,300円～40,000円	異なる	交通機関の利用について、 ・国→上限額55,000円 ・県→55,000円を超える分について、1/2の額を加算	1,805,355 千円	87,001 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・部長級(参事監を除く) 給料月額20% ・統括監級(参事を除く) 給料月額18% ・課長級(副参事等を除く) 給料月額15% ・課長級(副参事等)、校長 給料月額12% ・教頭 給料月額10%	異なる	手当の支給割合について、 ・国→最高で給料月額の25%、課長補佐級への支給あり。 ・県→最高で給料月額の20%、課長補佐級への支給なし	1,066,523 千円	655,112 円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 ・医師又は歯科医師 月額306,900円を35年間、漸減しながら支給 ・獣医師 月額8,000円を8年間、漸減しながら支給	異なる	科学技術に関する専門的知識を有する職員に対する手当の限度額について、 ・国→月額100,000円 ・県→月額8,000円	106,967 千円	1,059,080 円
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%～4%の割合を乗じた額	同じ		915,627 千円	592,255 円
へき地手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給 給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ25%～4%の割合を乗じた額			1,488,930 千円	718,249 円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間につき1時間当たりの給与額に125/100～150/100までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ		454,550 千円	166,746 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間につき1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		244,130 千円	114,186 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき、4,200円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,200円又は5,900円)	同じ		425,215 千円	177,914 円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 ・管理職員 給料月額8% ・管理職員以外の職員 給料月額10%			103,189 千円	431,755 円

産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数(当該授業及び実習に付随する勤務に従事する時間数を含む。)がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給 給料月額10% (定時制通信教育手当を受ける者は6%)			236,120 千円	390,281 円
農林漁業普及指導手当	農林水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 ・普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行う職員 給料月額8% ・農林水産業者に直接接して、技術及び知識の普及指導を行う職員 給料月額12%			71,401 千円	446,257 円
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給 その者の職務の級及び号給に応じて月額5,000円～20,200円	同じ		2,091,032 千円	132,857 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額23,000円(職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円～45,000円の加算措置あり)	異なる	加算措置額について、500km未満の区分を国の基準よりも細分化している。	201,446 千円	401,286 円
管理職員特別勤務手当	管理職員(大学の学長含む。)が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき、 ・管理職員 4,000～12,000円 ・大学の学長 18,000円	同じ		18,221 千円	216,917 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成18年4月1日現在)

区分		給料	月額	額	等
給料	知事			1,250,000 円	
	副知事			990,000 円	
	出納長			860,000 円	
報酬	議長			1,000,000 円	
	副議長			860,000 円	
	議員			770,000 円	
期末手当	知事	(平成17年度支給割合)	3.3	月分	
	副知事	(平成17年度支給割合)	3.3	月分	
退職手当	知事	(算定方式)		(支給時期)	
	副知事		125万円×在職月数×0.7 (任期毎)		
	出納長		99万円×在職月数×0.5 (任期毎)		
			86万円×在職月数×0.35 (任期毎)		

6 職員数の状況

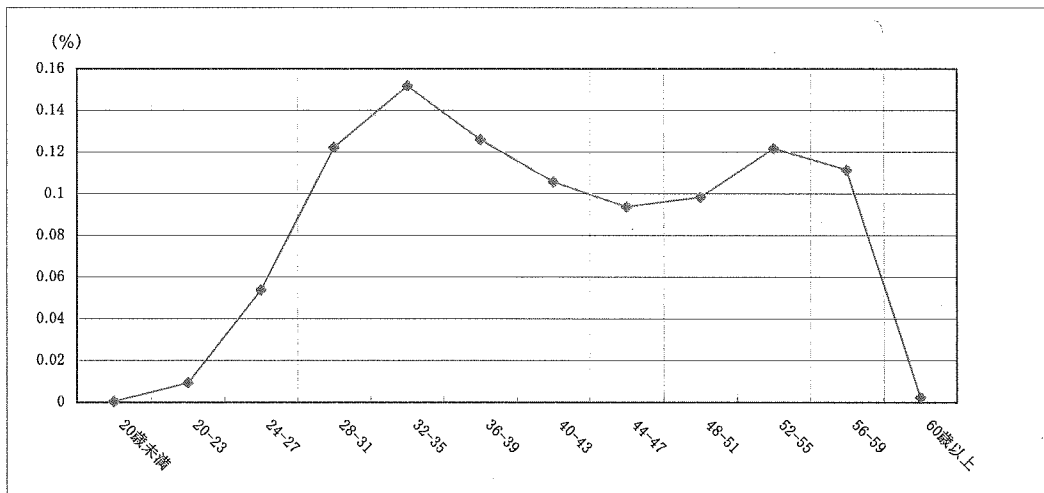
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成17年	平成18年			
普通会計部門	議会	42	42	0	●新石垣空港建設課の新設、県立大学独立行政法人化対応、世界のウチナーンチュ大会対応、児童虐待対応強化、建築指導業務強化等による増	
	総務	806	800	-6		
	税務	186	189	3		
	労働	113	111	-2		
	一般行政部門	農林水産	1,095	1,075	-20	●業務の見直し・効率化、農業研究センター統合、労政事務所・女性就業援助センターの統合、県外事務所の廃止等による減
		商工	213	211	-2	
		土木	841	836	-5	
		民生	483	478	-5	
		衛生	653	634	-19	
		計	4,432	4,376	-56	<参考> 人口10万人当たり職員数 321人
		教育部門	13,950	13,798	-152	●児童・生徒数の減少等による減
	警察部門	2,789	2,823	34	●警察活動の強化等による増	
	小計	21,171	20,997	-174	<参考> 人口10万人当たり職員数 1,542人	
公営企業計等部門	病院	2,284	2,252	-32	●看護師職の欠員による減	
	水道	311	302	-9	●海水淡水化センター委託化による減	
	下水道	94	92	-2	●業務の見直し・効率化による減	
	その他	36	34	-2	●業務の見直し・効率化による減	
		小計	2,725	2,680	-45	
	合計	23,896 [26,128]	23,677 [26,088]	-219 [-40]	<参考> 人口10万人当たり職員数 1,739人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	16人	227人	1,281人	2,899人	3,598人	2,989人	2,509人	2,225人	2,335人	2,889人	2,646人	63人	23,677人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
23,896 人	22,821 人	-1075 人	-4 %

(参考) 新沖縄県定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成15年度	平成24年度	470人(10%)純減

注) 沖縄県職員のうち知事部局の定員管理の数値目標である。

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成17年～平成22年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	
一般行政	職員数	4,432	4,376					-	4,183
	増減		-56					-56 (22.5%)	-249
教 育	職員数	13,950	13,798					-	13,180
	増減		-152					-152 (19.7%)	-770
警 察	職員数	2,789	2,823					-	2,789
	増減		34					34 -	0
公営企業等会	職員数	2,725	2,680					-	2,669
	増減		-45					-45 (80.4%)	-56
計	差 引	23,896	23,677					-	22,821
	職員数		-219					-219 (20.4%)	-1,075

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては前年比の職員数増減数を、計の欄にあっては、計画1年目以降現年までの職員数増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
17年度	15,686,361	476,994	2,713,714	17.3	18.4

- (注) 1 「総費用」、「純損益又は実質収支」及び「職員給与費」は、「地方公営企業決算状況調査」の区分による公営企業会計決算である。
2 「職員給与費」には資本勘定支弁職員の分も含む。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
17年度	305	1,226,570	345,185	503,709	2,075,464	6,805	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	39.8 歳	348,246 円	567,067 円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳	円	円

※ 平均月収額の算定基礎に期末・勤勉手当が含まれているため、知事部局等他部局の一般行政職の平均給与月額よりも高くなっている。

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖縄県	一般行政職				団体平均			
1人当たり平均支給額(17年度) 1,652 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,552 千円				1人当たり平均支給額(17年度) 千円			
(17年度支給割合)	(17年度支給割合)				(〇年度支給割合)			
期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分	勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分	勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	期末手当 月分	勤勉手当 月分	期末手当 月分	勤勉手当 月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

沖 縄 県			一般行政職			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	
1人当たり平均支給額	- 千円	20,884 千円	1人当たり平均支給額	7,707 千円	26,691 千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)			1,251 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)			250,109 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京特別区	13 %	2 人	13 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
東京特別区	18 %	18 %
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)		34,423 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		122,503 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		92.1 %
手当の種類(手当数)		10
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務
検針業務手当	企業局配水管理課に所属する職員	検針業務
特殊作業手当 (維持管理手当)	各浄水管理事務所維持管理課に所属する職員	維持管理を主体とする課の業務
特殊作業手当 (塩素注入等業務手当)	各浄水管理事務所に所属する職員	塩素注入業務
		左記職員に対する支給単価
		1時間 800円
		日額 350円
		月額 4,400円
		月額 1,700円

特殊作業手当 (硫酸取扱業務手当)	企業局北谷浄水管理事務所・海水淡水化センターに所属する職員	防護服を着用し硫酸を取り扱う業務	日額 230円
特殊作業手当 (水酸化ナトリウム注入量調整業務手当)	企業局石川浄水管理事務所川崎取水ポンプ場に勤務する職員	水質測定装置に係る試薬の注入量を調整する業務 (ただし、試薬として水酸化ナトリウムを使用した場合に限り)	日額 150円
用地交渉業務手当	建設課用地係に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額 600円 ただし、午後6時以降1,000円
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額 4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額 300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額 150円
排泥等作業手当	各浄水管理事務所に所属する職員	排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額 400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	月額 3,300円
放射性同位元素取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	ガスクロマトグラフを利用して水質検査及び試験研究の作業	日額 230円
ダム管理業務手当	倉敷ダム管理所併任職員	倉敷ダム管理所におけるダム管理業務	月額 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	140,257 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	529 千円
支給実績(16年度決算)	162,180 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	577 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 ・配偶者13,000円 ・その他2人まで6,000円、3人目から5,000円 ・16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		46,760 千円	246,107 円
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借り受け(上限額) 27,000円 ・所有 3,000円	同じ		39,172 千円	168,122 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、バス等を利用している職員に支給 ・バス等の交通機関 6箇月定期券等の価額 ・自家用車 距離に応じて2,300円～40,000円	同じ		43,405 千円	150,711 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 【本庁】 ・企業技監、次長 給料月額18% ・参事、課長 給料月額15% ・副参事 給料月額12% 【出先機関】 ・北谷浄水管理事務所長 給料月額18% ・所長、北谷乗し管理事務所次長 給料月額15% ・副参事 給料月額12%	同じ		16,668 千円	724,711 円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間につき1時間当たりの給与額に125/100~150/100までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ		33,797 千円	234,703 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間につき1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		22,660 千円	222,154 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額23,000円(職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円~45,000円の加算措置あり)	同じ		564 千円	564,000 円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
311 人	264 人	47 人	15.1 %

(参考) 第7次経営健全化計画における定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	15.1%、47人の減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

平成17年度 4.8%、9人の減(進捗率:19.1%)

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
17年度	千円 320,683	千円 25,725	千円 33,066	% 10.3	% 5.8

(注) 1 「総費用」、「純損益又は実質収支」及び「職員給与費」は、「地方公営企業決算状況調査」の区分による公営企業会計決算である。

2 「職員給与費」には資本勘定支弁職員の分も含む。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
17年度	人 5	千円 16,438	千円 5,348	千円 6,510	千円 28,296	千円 5,659	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成17年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	39.8 歳	281,165 円	471,615 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

※ 平均月収額の算定基礎に期末・勤勉手当が含まれているため、知事部局等他部局の一般行政職の平均給与額よりも高くなっている。

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(17年度) 1,302 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,552 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 千円
(17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	(〇年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

沖 縄 県			一般行政職			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	7,707 千円	26,691 千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京特別区	13 %	0 人	13 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
東京特別区	18 %	18 %
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)		605 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		120,940 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間 800円
検針業務手当	企業局配水管理課に所属する職員	検針業務	日額 350円
特殊作業手当 (維持管理手当)	各浄水管理事務所維持管理課に所属する職員	維持管理を主体とする課の業務	月額 4,400円
特殊作業手当 (塩素注入等業務手当)	各浄水管理事務所に所属する職員	塩素注入業務	月額 1,700円

特殊作業手当 (硫酸取扱業務手当)	企業局北谷浄水管理事務所・海水淡水化センターに所属する職員	防護服を着用し硫酸を取り扱う業務	日額 230円
特殊作業手当 (水酸化ナトリウム注入量調整業務手当)	企業局石川浄水管理事務所川崎取水ポンプ場に勤務する職員	水質測定装置に係る試薬の注入量を調整する業務 (ただし、試薬として水酸化ナトリウムを使用した場合に限る)	日額 150円
用地交渉業務手当	建設課用地係に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額 600円 ただし、午後6時以降1,000円
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額 4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額 300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額 150円
排泥等作業手当	各浄水管理事務所に所属する職員	排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額 400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	月額 3,300円
放射性同位元素取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	ガスクロマトグラフを利用して水質検査及び試験研究の作業	日額 230円
ダム管理業務手当	倉敷ダム管理所併任職員	倉敷ダム管理所におけるダム管理業務	月額 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	1,942 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	388 千円
支給実績(16年度決算)	2,799 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	560 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 ・配偶者13,000円 ・その他2人まで6,000円、3人目から5,000円 ・16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		432 千円	143,833 円
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借り受け(上限額) 27,000円 ・所有 3,000円	同じ		759 千円	189,750 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、バス等を利用している職員に支給 ・バス等の交通機関 6箇月定期券等の価額 ・自家用車 距離に応じて2,300円～40,000円	同じ		1,256 千円	251,104 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 【本庁】 ・企業技監、次長 給料月額18% ・参事、課長 給料月額15% ・副参事 給料月額12% 【出先機関】 ・北谷浄水管理事務所長 給料月額18% ・所長、北谷乗し管理事務所次長 給料月額15% ・副参事 給料月額12%	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間につき1時間当たりの給与額に125/100~150/100までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ		505 千円	505,256 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間につき1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		349 千円	349,356 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額23,000円(職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円~45,000円の加算措置あり)	同じ		0 千円	0 円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
		人	%
(参考) 水道事業参照 数値目標 (数・率)			
始		数値目標	

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(3) 病院事業
①職員給与費の状況
ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に 占める職員給与比率 %
17年度	千円 44,043,513	千円 4,724,639	千円 25,284,130	% 57.4	% 57.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	人 2,273	千円 10,367,732	千円 4,783,048	千円 3,938,993	千円 19,089,773	千円 8,398

(参考)都道府県平均一人 当たり給与費	千円 7,530
------------------------	-------------

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成18年4月1日現在)

医師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	41.5歳	547,558円	1,215,568円
団体平均			
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

看護師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	38.7歳	341,946円	522,037円
団体平均			
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

事務職員

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	39.7歳	326,368円	482,249円
団体平均			
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖縄県		沖縄県(一般行政職・団体平均)	
1人当たり平均支給額(17年度)	1,570 千円	1人当たり平均支給額(17年度)	千円
(17年度支給割合)	期末手当 3.00月分 (1.60)月分	勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	(17年度支給割合)
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10%	職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成18年4月1日現在)

沖縄県			沖縄県(一般行政職・団体平均)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年		
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年		
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年		
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額		
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	
1人当たりの平均支給額	1,440千円	26,012千円	1人当たりの平均支給額		

ウ 地域手当

(平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		186,554 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		560,221	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
		人	%
		人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
		%
		%

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当

支給総額(17年度決算)				682,502 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)				337,705 円
職員全体に占める手当支給年額(17年度)				88.9 千円
手当の種類				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
伝染病防疫手当	①医師及び歯科医師以外の職員 ②運転士	①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。 ②運転士が、感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務に従事したとき	290円/日	
高電圧手当	職員	交流600ボルト以上、直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修作業に従事したとき	230円/日	
夜間看護等手当	①助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認める職員 ②病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。②管理者の定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に關し管理者が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき	①深夜の全部勤務 6,800円 4時間以上勤務 3,300円 2時間以上4時間未満勤務 2,900円 2時間未満勤務 2,000円 ②1,620円	
巡回診療手当	職員	離島へき地の巡回診療の業務に従事したとき	医師及び歯科医師 5,000円/日 看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者 1,500円/日	
暴風雨時手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたとき	500円/時間	
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等に従事したとき	200,000円/月～25,000円/月	
夜間特殊業務手当	ボイラー技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき	深夜の全部勤務 980円/回 2時間以上勤務 650円/回 2時間未満勤務 410円/回	
精神保健業務手当	病院に所属する運転士(精和病院除く)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務に従事したとき	230円/日	

オ 時間外勤務手当

支給総額(17年度決算)	1,480,127 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	円
支給実績(16年度決算)	1,430,850 千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	

カ その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績(平成17年度決算)	支給職員1人当たりの平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・一部病院の院長 給料月額額の20% ・院長等 給料月額額の18% ・副院長等 給料月額額の15% ・副参事等 給料月額額の12%	同じ	39,772千円	903,920円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給 ・医師又は歯科医師 月額306,900円を35年間、漸減しながら支給	同じ	1,055,188千円	3,168,732円
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 ・配偶者13,000円 ・その他2人まで6,000円 3人目から5,000円 ・16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ	253,420千円	227,487円
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借り受け(上限) 月額27,000円 ・所有 月額 3,000円	同じ	268,868千円	175,158円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、バス等を利用している職員に支給 ・バス等の交通機関 6箇月定期券等の価額 ・自家用車 距離に応じて2,300円～40,000円	同じ	173,302千円	96,012円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に対して支給 月額23,000円(職員が配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円～45,000円の加算措置あり)	同じ	15,507千円	430,750円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事業所に勤務する職員に対して支給 給料及び扶養手当の月額合計額に、事業所に応じ25～8%の割合を乗じた額	同じ	358,761千円	577,715円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間につき1時間あたりの給与額に135/100を乗じた額	同じ	393,104千円	220,845円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間につき1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ	316,113千円	227,093円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき、管理職員6,000円～12,000円	同じ	0千円	0円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
2,284人	2,294人	10人	0.44%

(参考)平成22年4月1日現在における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	10人 0.44%純減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

特殊勤務手当の種類について(企業職に係る手当を除く。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	①福祉保健部健康増進課に所属する職員 ②農林水産部畜産課及び家畜保健衛生所に所属する職員 ③家畜衛生試験場に所属する職員	①感染症の病原体に汚染されている区域において防疫に従事したとき ②家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻その病菌を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜の防疫作業に従事したとき ③動物用生物学的製剤製造又は病原検査試験研究の作業に従事したとき	290円/日
種雄牛等取扱手当	①畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員 ②畜産研究センターに所属する職員	①牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業に従事したとき ②牛の削蹄(てい)又はその作業の準備のために牛を御する作業に従事したとき	230円/日
用地等交渉手当	①土木建築部道路管理課、土木事務所(次号に掲げる職員を除く。)、支庁土木建築課(次号に掲げる職員を除く。)、ダム事務所(次号に掲げる職員を除く。)、農林水産部農政経済課、農林水産部農地水利課、農林土木事務所、支庁農業水産整備課、八重山支庁新石垣空港建設課(次号に掲げる職員を除く。)、教育庁施設課又は警察本部会計課に所属する職員 ②土木事務所用地対策課(北部土木事務所にあつては、用地課)、ダム事務所(用地班に限る。)、支庁土木建築課(用地係に限る。))又は八重山支庁新石垣空港建設課に所属する職員	①公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転準備に関し、現地で直接交渉する業務に従事したとき ②専ら用地交渉の業務に従事したとき	① 600円/日 ② 14,200円/月
刑事作業等手当	警察職員	・私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の作業 ・留置場看守の作業、被疑者(被告人その他の法令により拘禁されている者を含む。)の護送作業 ・指紋、手口又は写真を利用する犯罪鑑識作業及び物理学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業 ・交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業 ・交通取締用自動二輪車による交通指導及び取締りの作業 ・無線自動車警らによる警らの作業 ・交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業(第6号又は第7号に掲げる作業に従事する者を除く。) ・柔剣道若しくは逮捕術又はけん銃操法の指導作業 ・爆発物取締りの作業 ・死体処理の作業 ・短波無線電話取扱作業(警察本部通信指令課勤務に限る。) ・道路において行う自動車運転免許技能試験の作業 ・爆発物等処理の作業 ・第1号から第17号に掲げる作業に関連する通訳の業務 ・正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に關し人事委員会が定める特別な事情の下で行う第1号、第4号、第5号及び第17号の作業 ・潜水作業 ・救難救助の作業 ・銃器犯罪捜査従事作業 ・身辺警護作業 ・ハブ等の捕獲作業	170円/日～ 4,600/回
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上、直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修作業に従事したときに支給する	230円/日
海上業務手当	水産海洋研究センターに所属する船舶の乗組員及び調査員 ・警察署に所属する警備艇に乗り組む警察職員 ・農林水産部水産課に所属する船舶の乗組員及び漁業取締員	航海中における調査、試験研究、漁業取締、捜査、警備及び救難等に従事したとき	230円/日
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署及び石嶺児童園に勤務する職員(夜間看護等手当の支給を受ける者を除く。)	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき	深夜の全部勤務 980円/回 2h以上勤務 650円/回 2h未満勤務 410円/回
巡回診療手当	福祉保健部に所属する職員	離島へき地の巡回診療の業務に従事したとき	医師及び歯科医師 1,500円/日 看護師等 5,000円/日
多学年学級担当手当	教頭又は教諭、助教諭若しくは講師で次の各号に掲げる者以外の者 (1)二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者 (2)二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者	小学校又は中学校の二の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教頭又は教諭、助教諭若しくは講師が当該学級における授業又は指導に従事したとき	290円/日
通信教育面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員(通信教育に従事することを本務とする職員を除く。)	面接指導を行った場合	1,500円/面接指導1時間
兼務授業手当	①高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下この規則において同じ。)の通常の課程の勤務を本務とする教育職員 ②定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	①本務の勤務時間を超えて定時制の課程の授業を行った場合 ②本務の勤務時間を超えて高等学校の通常の課程の授業を行った場合	1,500円/授業1時間
暴風雨時手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたとき	500円/時間
家畜保健衛生手当	家畜保健衛生所に所属する獣医師である職員	家畜保健衛生所法第3条各号に掲げる業務に従事したとき	17,500円/月
社会福祉手当	①福祉保健所に所属する現業を行う社会福祉主事、査察指導員、家庭児童福祉主事及び母子自立支援員 ②児童相談所に所属する児童福祉司及び心理判定員 ③身体障害者更生相談所に所属する身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、心理判定員及び社会福祉主事 ④女性相談所に所属する心理判定員、相談指導員及び生活指導員	福祉に関する業務に従事したとき	6,400円/月～ 12,800円/月
職業訓練手当	職業能力開発校に所属する職業訓練指導員	職業訓練の業務に従事したとき	給料月額10% (上限40,000円)

特殊勤務手当の種類について(企業職に係る手当を除く。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
定時制夜間勤務手当	高等学校の定時制課程に勤務する事務職員	高等学校の定時制課程に勤務する事務職員	事務長 2,000円/月 事務長以外の職員 4,000円/月
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所又は支庁県税課に所属する職員	県税に関する業務に従事したとき	9,000円/月～ 32,000円/月
医師手当	医師又は歯科医師である職員	医療業務等に従事したとき	25,000円/月～ 200,000円/月
浄化処理作業手当	下水道管理事務所管理班及び水質管理班に所属する職員	下水処理場又は中継ポンプ所において、汚泥、汚水の処理、諸設備機器の整備点検、検査又は汚泥等の化学試験及び検査の作業に従事したとき	8,400円/月
臨時特別手当	沖縄県と国、都道府県との人事交流による特殊技術及び人事委員会が特に認める業務に従事する職員	沖縄県と国、都道府県との人事交流による特殊技術及び人事委員会が特に認める業務に従事する職員に対して支給する	採用の前日に国又は当該都道府県で支給されていた調整手当の額/月
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校に所属する教頭又は教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手若しくは寄宿舎指導員で職務の級が教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の2級又は1級のもの	次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。 (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの (3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日(次号及び第5号において「週休日」という。)若しくは勤務時間条例第7条に規定する休日若しくは勤務時間条例第7条の2に規定する休日の代休日(次号及び第5号において「休日等」という。)に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	(1) ア 2,100円/日 (1) イ及びウ 1,500円/日 (2) 及び(3) 1,700円/日 (4) 1,200円/日 (5) 900円/日
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校に所属する教諭	次の各号に掲げる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。 (1) 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)第56条から第58条まで及び沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第51条から第54条までの規定により置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務について連絡調整及び指導助言に当たるもの (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき市町村の教育委員会が定める学校の管理運営に関する教育委員会規則の規定により置かれる主任等で前号に規定する職務と同様の職務に当たるもの	200円/日
爆発物取締作業手当	知事公室防災危機管理課又は支庁総務・観光振興課に所属する職員	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)及び高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業に従事したとき	230円/日
と畜検査手当	福祉保健部業務衛生課、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属すると畜検査員(と畜検査作業に従事することを本務とする職員を除く。)	と畜の検査の作業に従事したとき	800円/日
狂犬病予防手当	狂犬病予防員(狂犬病予防作業に従事することを本務とする職員を除く。)	狂犬病予防のため、予防注射、検診、病性鑑定、犬の捕獲又は殺処分作業に従事したとき	500円/日
有害薬物等取扱手当	農林水産部森林緑地課、農業研究センター、家畜保健衛生所、家畜衛生試験場、家畜改良センター、林業事務所、畜産研究センター、農業改良普及センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター(支所を含む。)、工業技術センター、工芸指導所又は支庁に所属する職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用して理化学的試験研究若しくは病害虫防除の作業に従事したとき、又は保健所に勤務する医事・薬事監視員が医療法(昭和23年法律第205号)及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の業務に従事したとき	290円/日
放射線同位元素取扱手当	①病害虫防除技術センターに所属する特殊病害虫班長 ②工業技術センターに所属する職員	①管理区域内で放射線源の定期点検の作業に従事したとき ②工業エックス線装置、蛍光エックス線装置又はエックス線回折装置を使用して溶接物、錆物等の非破壊状況の検査並びに錆物分析及び金属分析等の作業に従事したとき	①600円/日 ②230円/日
農業機械等運転作業手当	農業研究センター、畜産研究センター、家畜改良センター又は家畜保健衛生所に所属する職員	①道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に掲げる特殊自動車の運転作業 ②耕うん機(ブラウ、ロータリー等の附属装置を装着したものに限る。)を操作しての農耕作業	230円/日

特殊勤務手当の種類について(企業職に係る手当を除く。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	土木建築部施設建築課、土木事務所、下水道建設事務所、支庁土木建築課、農林水産部森林緑地課、農林土木事務所、支庁農業水産整備課、林業事務所、森林資源研究センター、文化環境部環境保全課又は企画部土地対策課に所属する職員	(1) 高層建築、橋りょう、立木、ばい煙発生施設等の地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所(急傾斜地で斜面の角度が40度以上の箇所を含む。)において行う監督、測量、検査及び調査等の作業 (2) 橋脚の基礎工事その他港湾、河川におけるこれに類する工事で、面下4メートル以上の深所で行う工事の監督、測量、検査及び調査等の作業 (3) 溜池(大浦ダムを除く。)の底樋内において行う監督、測量、検査、調査等の作業	230円/日
清しき作業手当	厚生園に所属する職員	入園者の死体の清しき、綿検及び納棺の作業に従事したとき	620円/日
遺骨収集作業手当	福祉保健部福祉・援護課に勤務する職員	遺骨収集の作業に従事したとき	250円/日
病害虫防除指導手当	病害虫防除技術センターに所属する職員(研究職給料表の適用を受ける職員を除く。)	病害虫の発生予防及び防除指導業務に従事したとき	給料月額8% (上限30,000円)
精神保健業務手当	福祉保健部障害保健福祉課に所属する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第27条第3項の規定に基づき精神保健指定医の診察に立ち会ったとき、若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務に従事したとき、又は同法第38条の6第1項の規定に基づき精神病院に入院中の者に質問したとき、若しくは精神保健指定医の診察に立ち会ったとき	230円/日
潜水作業手当	水産研究センター(支所を含む。)、栽培漁業センター、支庁農林水産整備課又は実習船運営事務所に所属する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	潜水深度20mまで 310円/時間 潜水深度30mまで 780円/時間 潜水深度30m超 1,500円/時間
農業教育指導手当	農業大学校に所属する職員	農業教育指導の業務に従事したとき	給料月額10% (上限40,000円)
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	消防学校に勤務する職員が、訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防衛訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練指導に従事したとき	700円/日
埋没不発弾発掘現場立会手当	知事公室防災危機管理課に所属する職員	埋没不発弾を地下から発掘する際に立会人として業務に従事したとき	1,500円/日
高温炉取扱手当	工業技術センターに所属する職員	高周波溶解炉を使用して溶解作業に従事したとき	230円/日
航空手当	職員	航空機にとう乗し、次の各号に掲げる業務に従事したとき (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務(旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。)	(1) 5,100円/時間 (2) 2,200円/時間 (3) 1,900円/時間
航空機整備業務手当	航空法(昭和27年法律第231号)第24条に規定する整備士の資格を有する職員	航空機及び航空機保守器材の整備の業務に従事したとき	23,000円/月
道路上作業手当	土木事務所又は支庁土木建築課に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業に従事したときに支給する。	300円/日

特殊勤務手当の種類について(企業職に係る手当を除く。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	①福祉保健部健康増進課に所属する職員 ②農林水産部畜産課及び家畜保健衛生所に所属する職員 ③家畜衛生試験場に所属する職員	①感染症の病原体に汚染されている区域において防疫に従事したとき ②家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻その病菌を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜の防疫作業に従事したとき ③動物用生物学的製剤製造又は病原検査試験研究の作業に従事したとき	290円/日
種雄牛等取扱手当	①畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員 ②畜産研究センターに所属する職員	①牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業に従事したとき ②牛の削蹄(てい)又はその作業の準備のために牛を御する作業に従事したとき	230円/日
用地等交渉手当	①土木建築部道路管理課、土木事務所(次号に掲げる職員を除く。)、支庁土木建築課(次号に掲げる職員を除く。)、ダム事務所(次号に掲げる職員を除く。)、農林水産部農政経済課、農林水産部農地水利課、農林土木事務所、支庁農業水産整備課、八重山支庁新石垣空港建設課(次号に掲げる職員を除く。)、教育庁施設課又は警察本部会計課に所属する職員 ②土木事務所用地対策課(北部土木事務所にあつては、用地課)、ダム事務所(用地班に限る。)、支庁土木建築課(用地係に限る。))又は八重山支庁新石垣空港建設課に所属する職員	①公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務に従事したとき ②専ら用地交渉の業務に従事したとき	① 600円/日 ② 14,200円/月
刑事作業等手当	警察職員	・私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の作業 ・留置場看守の作業、被疑者(被告人その他の法令により拘禁されている者を含む。)の護送作業 ・指紋、手口又は写真を利用する犯罪鑑識作業及び理学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業 ・交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業 ・交通取締用自動二輪車による交通指導及び取締りの作業 ・無線自動車警らによる警らの作業 ・交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業(第6号又は第7号に掲げる作業に従事する者を除く。) ・柔剣道若しくは逮捕術又はけん銃操法の指導作業 ・爆発物取締りの作業 ・死体処理の作業 ・短波無線電話取扱作業(警察本部通信指令課勤務に限る。) ・道路において行う自動車運転免許技能試験の作業 ・爆発物等処理の作業 ・第1号から第17号に掲げる作業に関連する通訳の業務 ・正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で行う第1号、第4号、第5号及び第17号の作業 ・潜水作業 ・救難救助の作業 ・銃器犯罪捜査従事作業 ・身辺警護作業 ・ハブ等の捕獲作業	170円/日～ 4,600/回
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上、直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修作業に従事したときに支給する	230円/日
海上業務手当	水産海洋研究センターに所属する船舶の乗組員及び調査員・警察署に所属する警備艇に乗り組む警察職員・農林水産部水産課に所属する船舶の乗組員及び漁業取締員	航海中における調査、試験研究、漁業取締、捜査、警備及び救難等に従事したとき	230円/日
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署及び石嶺児童園に勤務する職員(夜間看護等手当の支給を受ける者を除く。)	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき	深夜の全部勤務 980円/回 2h以上勤務 650円/回 2h未満勤務 410円/回
巡回診療手当	福祉保健部に所属する職員	離島へき地の巡回診療の業務に従事したとき	医師及び歯科医師 1,500円/日 看護師等 5,000円/日
多学年学級担当手当	教頭又は教諭、助教諭若しくは講師で次の各号に掲げる者以外の者 (1)二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者 (2)二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者	小学校又は中学校の二の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教頭又は教諭、助教諭若しくは講師が当該学級における授業又は指導に従事したとき	290円/日
通信教育面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員(通信教育に従事することを本務とする職員を除く。)	面接指導を行った場合	1,500円/面接指導1時間
兼務授業手当	①高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下この規則において同じ。)の通常の課程の勤務を本務とする教育職員 ②定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	①本務の勤務時間を超えて定時制の課程の授業を行った場合 ②本務の勤務時間を超えて高等学校の通常の課程の授業を行った場合	1,500円/授業1時間
暴風雨時手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたとき	500円/時間
家畜保健衛生手当	家畜保健衛生所に所属する獣医師である職員	家畜保健衛生所法第3条各号に掲げる業務に従事したとき	17,500円/月
社会福祉手当	①福祉保健所に所属する現業を行う社会福祉主事、査察指導員、家庭児童福祉主事及び母子自立支援員 ②児童相談所に所属する児童福祉司及び心理判定員 ③身体障害者更生相談所に所属する身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、心理判定員及び社会福祉主事 ④女性相談所に所属する心理判定員、相談指導員及び生活指導員	福祉に関する業務に従事したとき	6,400円/月～ 12,800円/月
職業訓練手当	職業能力開発校に所属する職業訓練指導員	職業訓練の業務に従事したとき	給料月額10% (上限40,000円)

特殊勤務手当の種類について(企業職に係る手当を除く。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
定時制夜間勤務手当	高等学校の定時制課程に勤務する事務職員	高等学校の定時制課程に勤務する事務職員	事務長 2,000円/月 事務長以外の職員 4,000円/月
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所又は支庁県税課に所属する職員	県税に関する業務に従事したとき	9,000円/月～ 32,000円/月
医師手当	医師又は歯科医師である職員	医療業務等に従事したとき	25,000円/月～ 200,000円/月
浄化処理作業手当	下水道管理事務所管理班及び水質管理班に所属する職員	下水処理場又は中継ポンプ所において、汚泥、汚水の処理、諸設備機器の整備点検、検査又は汚泥等の化学試験及び検査の作業に従事したとき	8,400円/月
臨時特別手当	沖縄県と国、都道府県との人事交流による特殊技術及び人事委員会が特に認める業務に従事する職員	沖縄県と国、都道府県との人事交流による特殊技術及び人事委員会が特に認める業務に従事する職員に対して支給する	採用の前日に国又は当該都道府県で支給されていた調整手当の額/月
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校に所属する教頭又は教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手若しくは寄宿舎指導員で職務の級が教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の2級又は1級のもの	次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。 (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの (3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日(次号及び第5号において「週休日」という。)若しくは勤務時間条例第7条に規定する休日若しくは勤務時間条例第7条の2に規定する休日の代休日(次号及び第5号において「休日等」という。)に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	(1) ア 2,100円/日 (1) イ及びウ 1,500円/日 (2) 及び(3) 1,700円/日 (4) 1,200円/日 (5) 900円/日
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校に所属する教諭	次の各号に掲げる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。 (1) 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)第56条から第58条まで及び沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第51条から第54条までの規定により置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務について連絡調整及び指導助言に当たるもの (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき市町村の教育委員会が定める学校の管理運営に関する教育委員会規則の規定により置かれる主任等で前号に規定する職務と同様の職務に当たるもの	200円/日
爆発物取締作業手当	知事公室防災危機管理課又は支庁総務、観光振興課に所属する職員	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)及び高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業に従事したとき	230円/日
と畜検査手当	福祉保健部薬務衛生課、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属すると畜検査員(と畜検査作業に従事することを本務とする職員を除く。)	と畜の検査の作業に従事したとき	800円/日
狂犬病予防手当	狂犬病予防員(狂犬病予防作業に従事することを本務とする職員を除く。)	狂犬病予防のため、予防注射、検診、病性鑑定、犬の捕獲又は殺処分等の作業に従事したとき	500円/日
有害薬物等取扱手当	農林水産部森林緑地課、農業研究センター、家畜保健衛生所、家畜衛生試験場、家畜改良センター、林業事務所、畜産研究センター、農業改良普及センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター(支所を含む。)、工業技術センター、工芸指導所又は支庁に所属する職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用して理化学的試験研究若しくは病害虫防除の作業に従事したとき、又は保健所に勤務する医事・薬事監視員が医療法(昭和23年法律第205号)及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の業務に従事したとき	280円/日
放射線同位元素取扱手当	①病害虫防除技術センターに所属する特殊病害虫班長 ②工業技術センターに所属する職員	①管理区域内で放射線源の定期点検の作業に従事したとき ②工業エックス線装置、蛍光エックス線装置又はエックス線回折装置を使用して溶接物、鋳物等の非破壊状況の検査並びに鋳物分析及び金属分析等の作業に従事したとき	①600円/日 ②230円/日
農業機械等運転作業手当	農業研究センター、畜産研究センター、家畜改良センター又は家畜保健衛生所に所属する職員	①道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に掲げる特殊自動車運転作業 ②耕うん機(プラウ、ロータリー等の附属装置を装着したものに限る。)を操作しての農耕作業	230円/日

特殊勤務手当の種類について(企業職に係る手当を除く。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	土木建築部施設建築課、土木事務所、下水道建設事務所、支庁土木建築課、農林水産部森林緑地課、農林土木事務所、支庁農業水産整備課、林業事務所、森林資源研究センター、文化環境部環境保全課又は企画部土地対策課に所属する職員	(1) 高層建築、橋りょう、立木、ばい煙発生施設等の地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所(急傾斜地で斜面の角度が40度以上の箇所を含む。)において行う監督、測量、検査及び調査等の作業 (2) 橋脚の基礎工事その他港湾、河川におけるこれに類する工事で、面下4メートル以上の深所で行う工事の監督、測量、検査及び調査等の作業 (3) 溜池(大浦ダムを除く。)の底樋内において行う監督、測量、検査、調査等の作業	230円/日
清しき作業手当	厚生園に所属する職員	入園者の死体の清しき、綿栓及び納棺の作業に従事したとき	620円/日
遺骨収集作業手当	福祉保健部福祉・援護課に勤務する職員	遺骨収集の作業に従事したとき	250円/日
病害虫防除指導手当	病害虫防除技術センターに所属する職員(研究職給料表の適用を受ける職員を除く。)	病害虫の発生予察及び防除指導業務に従事したとき	給料月額8% (上限30,000円)
精神保健業務手当	福祉保健部障害保健福祉課に所属する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第27条第3項の規定に基づき精神保健指定医の診察に立ち会ったとき、若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務に従事したとき、又は同法第38条の6第1項の規定に基づき精神病院に入院中の者に質問したとき、若しくは精神保健指定医の診察に立ち会ったとき	230円/日
潜水作業手当	水産研究センター(支所を含む。)、栽培漁業センター、支庁農林水産整備課又は実習船運営事務所に所属する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	潜水深度20mまで 310円/時間 潜水深度30mまで 780円/時間 潜水深度30m超 1,500円/時間
農業教育指導手当	農業大学校に所属する職員	農業教育指導の業務に従事したとき	給料月額10% (上限40,000円)
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	消防学校に勤務する職員が、訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急突技訓練、火災防衛訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物突技の訓練指導に従事したとき	700円/日
埋没不発弾発掘現場立会手当	知事公室防災危機管理課に所属する職員	埋没不発弾を地下から発掘する際に立会人として業務に従事したとき	1,500円/日
高温炉取扱手当	工業技術センターに所属する職員	高周波溶解炉を使用して溶解作業に従事したとき	230円/日
航空手当	職員	航空機にとう乗し、次の各号に掲げる業務に従事したとき (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務(旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。)	(1) 5,100円/時間 (2) 2,200円/時間 (3) 1,900円/時間
航空機整備業務手当	航空法(昭和27年法律第231号)第24条に規定する整備士の資格を有する職員	航空機及び航空機保守器材の整備の業務に従事したとき	23,000円/月
道路上作業手当	土木事務所又は支庁土木建築課に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業に従事したときに支給する。	300円/日